

くほたけじゅうたく おもや しんざしき ながやもん へい  
久保田家住宅 主屋、新座敷、長屋門、塀

御坊市湯川町小松原字中ノ坪 165

熊野街道沿いに所在する、かつて小松原宿の脇本陣や庄屋を務めた久保田家の住宅である。脇本陣として使用された離座敷は現存しないものの、広大な屋敷地には近世の主屋(写真)や長屋門のほか近代の新座敷や塀が残る。



主屋は文化5年(1808)に建設され、平屋建、入母屋造、瓦葺で、敷地中央に南面して建つ。大屋根を庇まで葺き下ろした低い軒の重厚な外観である。

新座敷は大正前期に建設され、平屋建、入母屋造、瓦葺で、主屋北側に廊下で接続する。上の間に床、棚、付書院を備え、良材を駆使した上質な座敷で、色ガラスを使用した明障子や、亀甲模様に仕上げた軒下の土間などが特徴的である。

敷地南の小道に面する長屋門は、江戸末期の建設とみられ、平屋建、切妻造、瓦葺で、西側に門構え、東側に蔵を設ける。敷地の南西二辺を囲む鉄筋コンクリート造の洋風の塀は、新座敷と同時期の建設とみられ、長屋門と共に街道沿いの屋敷構えを整えている。

まきおやまみょうじんしゃ ほんでん せつしゃびんざいてんしゃほんでん  
槇尾山明神社 本殿、摂社弁財天社本殿 伊都郡九度山町大字九度山字東山新開 619-14

槇尾山の西斜面に並び建つ、九度山地区の産土神社である。本殿(写真)、摂社本殿ともに、一間社春日造、銅板葺(元は桧皮葺)で、明和2年(1765)に再建された。社殿は地元の「槇尾山明神会」によって管理され、現在に至るまで良好な姿で保存されてきた。平成17年(2005)には、明神会が募った寄付金により修理が行われた。



社殿は正側面に縁を廻し、脇障子を建て、浜床を設ける。身舎と庇は海老虹梁で繋ぎ、正面は板唐戸を建てる。また、要所に極彩色と丹塗りを施す。いずれも大型の社殿で、本殿の間口は2メートルを超える。

(写真提供：九度山町教育委員会)

りょうごんじ ほんどう いしだんおよ いしがき  
楞嚴寺 本堂、石段及び石垣

東牟婁郡那智勝浦町大字大野字安之坂 1422

色川地区の大野集落の高台に建つ臨済宗寺院で、ひととき高い斜面に石垣と石段を築いて境内地を形成する。本堂は安政4年(1857)年に建設され、平屋建、入母屋造、瓦葺(元は杉皮葺)で、東面して建つ。本堂は庫裏の機能を付した方丈形式で、装飾の少ない質実な外観を有する。平面は前後二列の六間構成で、東側に広縁を設ける。前列は、部屋境に建具も設けつつも天井棹縁を通して欄間を開放し、三室を一体的に扱う。

広縁の雨戸を開け放つと、色川の集落が眼前に広がる。

石垣は高台に形成された境内の擁壁<sup>ようへき</sup>を兼ね、本堂前庭を囲んで東と南に入口を開く。前庭の地面より下部を野面積<sup>のづらづみ</sup>、上部を切石積<sup>きりいしづみ</sup>とし、切石の上に笠石を置いて化粧仕上げとした上質な造りである。さらに、東面入口には踊り場を介して南に曲がる石段が取り付き、石垣と共に山間部の境内景観を形成している。



きゅうたにはたけじゅうたく  
**旧谷畑家住宅 (こざがわ) 主屋** おもや 東牟婁郡串本町西向字カジャ谷 78-1

古座川沿いに所在し、かつて当地で材木商を営んだ谷畑家の住宅として昭和 29 年 (1954) に建設された。平成 29 年 (2017) に社会福祉法人和歌山県福祉事業団が取得し、改修を経て、平成 31 年 (2019) より障害者の就労施設 (飲食店及びギャラリー) として活用されている。

主屋は二階建一部平屋建、入母屋造、瓦葺で、南面して建つ。屋根には小庇<sup>だし</sup>が付き、出桁<sup>でた</sup>造りで吹寄垂木<sup>ふきよせ</sup>を配る華やかな外観である。一階は南側突出部に洋室を設け、その西に六畳と十畳の書院座敷が続く。現在、洋室はギャラリーとして、一階東側の旧六畳間と旧台所は店舗の食堂として使用されている。二階には洋室と八畳の座敷を設け、座敷を L 字形に囲む縁は古座川に対して開放的な構成で、川を望む景観を十分堪能できる造りとなっている。



材木商の住宅らしく良材が駆使され、各部の造作も凝ったものでありながらも、抑制された華やかな意匠として全体をまとめ、立地を活かした近代和風建築の好例である。

### 登録有形文化財 (建造物) とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多様かつ大量の文化財を保護するため、平成 8 年の文化財保護法改正によって導入された。指定文化財とは異なり届出制を基本とする緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後 50 年を経過した建造物のうち、一定の評価<sup>\*</sup>を得たものが対象となり、全国で既に 13,000 件近くの建造物が登録されている。

- ※登録基準
- (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
  - (二) 造形の規範となっているもの
  - (三) 再現することが容易でないもの